

## 近畿大学と大阪府教育委員会との連携協力に関する協定書

### (目 的)

第1条 近畿大学と大阪府教育委員会は、相互に連携協力し、学校等と大学との人的・知的交流を通じて地域に根ざした多様な学びの機会を提供するとともに、教育上の諸課題等に適切に対応することにより、大阪府の教育及び大学における教育の充実・発展に資する。

### (実施機関)

第2条 前条に規定する連携は、近畿大学と大阪府教育委員会の間で実施する。

- 2 連携する事項が市町村教育委員会の所管に係る場合は、実施細目について近畿大学と各市町村教育委員会で別途協議するものとする。

### (内 容)

第3条 近畿大学と大阪府教育委員会が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 大学による高校生等を対象とした多様な学びの機会を提供すること
- (2) 学生・院生による学校教育活動への支援を推進すること
- (3) 高校等と大学の教職員相互の交流・研修を促進すること
- (4) その他、双方が必要と認める事項

### (方 法)

第4条 近畿大学と大阪府教育委員会が連携協力するに当たっては、相互の教職員ならびに学生・院生の派遣及び受入れ、施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を提供するものとする。

### (経 費)

第5条 近畿大学と大阪府教育委員会が連携協力するための経費は、原則として各機関が負担する。

### (有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、近畿大学と大阪府教育委員会のいずれかからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (補 足)

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、近畿大学と大阪府教育委員会が協議して別に定めるものとする。

- 2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、近畿大学と大阪府教育委員会は協議してその解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、近畿大学と大阪府教育委員会が各1通を所持する。

平成15年6月26日

近畿大学学長 氏 名

大阪府教育委員会教育長 氏 名